

瑞浪市障害者計画の体系の見直し案

今後、「現行計画の進捗評価」「団体ヒアリング」等の結果を踏まえ、体系を作成していきます。

① [訂正]現行計画の体系 (第3次瑞浪市障害者計画)	②主な法改正等の動き	③国 障害者基本計画(第4次)骨格案 (H29.5.29)	④アンケート調査結果等からの主な課題 A: 一般調査 B: 障がいのある方への調査	第4次瑞浪市障害者計画の体系骨子(案)	
				⑤基本目標	⑥基本施策
<p>【基本理念】 障がいのある人をはじめ誰もが地域でともに生き、ともに支え、ともに参画できる「共生社会」の実現</p> <p>1 保健・医療の充実</p> <p>① 障がいの発生予防 ② 早期発見体制の確立 ③ 医療体制の充実 ④ 精神保健の推進 ⑤ 難病対策の推進</p> <p>2 療育・保育・教育の充実</p> <p>① 療育体制の確立 ② 障がい児保育の充実 ③ 特別支援教育の充実</p> <p>3 生活支援体制の充実</p> <p>① 相談支援体制の充実 ② 福祉的就労の確保 ③ 福祉サービスの充実</p> <p>4 自立と社会参加の促進</p> <p>① 障がい者雇用の促進 ② 福祉的就労の確保 ③ 文化・スポーツ・レクリエーション活動の推進</p> <p>5 安全・安心のまちづくり</p> <p>① 生活環境の整備 ② 情報バリアフリーの促進 ③ 防犯・防災体制の整備</p> <p>6 人権尊重と支え合いのまちづくり</p> <p>① 広報・啓発の推進 ② 福祉教育の推進 ③ 地域福祉活動の推進 ④ ボランティア活動の推進 ⑤ 福祉の人材育成と質の向上</p>	<p>(1) 障害者の権利に関する条約の批准 平成19年に署名し、平成26年に批准、効力を発生した</p> <p>(2) 障害者基本法の改正(平成23年) 共生社会の実現に向け、障がい者の自立および社会参加の支援のための施策を総合的かつ計画的に推進することが目的として規定された</p> <p>(3) 児童福祉法等の改正(平成24年) 障がい児にかかる施設・事業が児童福祉法に基づくサービスとして一元化され、市町村が支給決定する障害児通所支援と都道府県が支給決定する障害児入所支援に体系が再編された</p> <p>(4) 障害者虐待防止法の施行(平成24年) 障がい者に対する虐待の禁止、虐待を発見した場合の自治体への通報義務等が規定された</p> <p>(5) 障害者総合支援法の施行と改正 平成25年、障害者自立支援法が障害者総合支援法に改正され、障害者の範囲に難病患者が加えられたほか、ケアホームのグループホームへの一元化、重度訪問介護の対象拡大等が定められた 平成28年改正では、地域生活支援の新たなサービス「自立生活援助」「就労定着支援」等が創設された(平成30年施行)</p> <p>(6) 障害者優先調達推進法の施行(平成25年) 障がい者の自立の促進に資するため、公的機関においては、障害者就労施設等からの物品・役務の調達推進を図るための方針を定め、優先的・積極的に調達することとされた</p> <p>(7) 障害者差別解消法の施行(平成28年) 障害を理由とする不当な差別的取扱いによる権利利益の侵害を禁止するとともに、行政機関等に対しては必要かつ合理的な配慮を行うことが義務づけられた</p> <p>(8) 障害者雇用促進法の改正(平成25年) 平成28年度から雇用分野における障害者の差別の禁止や合理的配慮の提供義務が、平成30年度から法定雇用率の算定基礎に精神障害者を加えることが規定された</p> <p>(9) 成年後見制度利用促進法の施行(平成28年) 地域住民の需要に応じた成年後見制度の利用の促進、地域における成年後見人等となる人材の確保、関係機関等における体制の充実強化などが規定された</p> <p>(10) 発達障害者支援法の改正(平成28年) 支援が切れ目なく行われることが基本理念に盛り込まれたほか、国民に対して個々の発達障害の特性に対する理解、自立と社会参加への協力、事業主に対して個々の発達障害者の特性に応じた雇用管理に努めることなどが定められた</p>	<p>I 対象期間</p> <p>・平成30(2018)～34(2022)年度の5年間</p> <p>II 基本的な考え方</p> <p>1. 基本理念</p> <p>・障害者権利条約の理念 ・障害者権利条約の理念に即して改正された障害者基本法の理念 ・障害者を社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、その自己実現の支援と社会的障壁の除去のための障害者施策の基本的方向を定める</p> <p>2. 基本原則</p> <p>・地域社会における共生等 ・差別の禁止 ・国際的協調</p> <p>3. 各分野に共通する横断的視点</p> <p>(1) 障害者権利条約の理念の尊重及び整合性の確保 (2) 社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上 (3) 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援 (4) 障害特性等に配慮したきめ細かい支援 (5) 障害のある女性、子供及び高齢者の複合的困難に配慮したきめ細かい支援 (6) PDCAサイクル等を通じた実効性のある取組の推進</p> <p>III 各分野における障害者施策の基本的な方向</p> <p>1. 安全・安心な生活環境の整備 2. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実 3. 防災、防犯等の推進 4. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止 5. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進 6. 保健・医療の推進 7. 行政等における配慮の充実 8. 雇用・就業、経済的自立の支援 9. 教育の振興 10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興 11. 国際協力の推進</p>	<p>○啓発・広報</p> <p>障がい者に対する市民の理解について、「どちらとも言えない」の割合が最も高く、今後、障害者基本法や障害者差別解消法の目的とする共生社会の実現に向けて、障がいへの理解、差別や偏見の解消のため、周知啓発を行っていくことが必要【B問41】抜粋P44 (一般アンケート) 普段の生活の中で、地域で障がいのある方への配慮や理解が“足りないと思う”の割合が4割弱と高く、障害への理解を深め、支えあう市民意識を醸成するための相互交流の機会が必要【A問9】抜粋P6</p> <p>○生活支援</p> <p>「一人ひとりの障がいに合った支援を受けられるようにしてほしい」や「年金などの経済的な援助を増やしてほしい」のニーズが高くなっており、一人ひとりの状況に応じたきめ細かい生活支援体制の強化を図るとともに、関係機関と連携した支援体制を推進していくことが必要【B問40】抜粋P42</p> <p>○生活環境</p> <p>行政庁舎(市役所等)における障害への配慮の状況で、「付き添ってくれる人がいる」、「歩道、道路、出入りに段差がない」、「音声案内がある」で「いいえ」が2割以上と高くなっており、障がいの有無にかかわらず誰もが利用しやすい施設として合理的配慮を進めていくことが必要【B問39】抜粋P41 災害発生時に不安に思うことは、「薬や医療的ケアが確保できるか不安」、「避難所の設備が病気や障がいに対応しているか不安」というニーズが高く、災害時における迅速かつ確かな対応ができる体制の整備が必要【B問45】抜粋P50</p> <p>○教育・育成</p> <p>学校教育に対し、「障がいの特性や一人ひとりの能力に応じたクラスや学校で勉強しながら、普通学級や地域の学校でも勉強する機会をもちたい」というニーズが高くなっており、障害の有無にかかわらず、「ともに遊び、ともに学ぶ」機会の拡充に努めることが必要【B問24】抜粋P27</p> <p>○雇用・就業</p> <p>「障がい者に適した仕事が提供されること」、「自宅近くに働く場があること」、「健康状態にあわせた働き方ができること」など就労環境へのニーズが高くなっており、就労環境の改善、需要の喚起による受注拡大等に積極的に取り組んでいくことが必要【B問30】抜粋P32</p> <p>○保健・医療</p> <p>子どもの療育支援への対応として、「障がいを専門的に相談・対応できる医療機関」、「子どもの障がいに応じた適切な支援を行える療育機関」のニーズが高く、障害の早期発見に努め、身近な地域で適切な療育支援を継続的に受けることができる体制が必要【B問55】抜粋P55</p>	<p>基本理念 障がいのある人をはじめ誰もが地域でともに生き、ともに支え、ともに参画できる「共生社会」の実現</p> <p>⑤基本目標</p> <p>1 障害による差別をなくし、支え合う市民意識の醸成</p> <p>⑥基本施策</p> <p>① 広報・啓発の推進 ② 福祉教育の推進 ③ 地域福祉活動、ボランティア活動の推進 ④ 福祉の人材育成と質の向上</p> <p>2 生活支援体制の充実</p> <p>① 相談支援体制の充実 ② 権利擁護体制の確立 ③ 障害福祉サービスの充実 ④ 保健・医療サービスの充実 ⑤ サービス提供拠点の充実</p> <p>3 自立と社会参加の促進</p> <p>① 就労、経済的自立の支援・促進 ② 福祉的就労の確保 ③ 文化・スポーツ・レクリエーション活動の推進</p> <p>4 療育・保育・教育の充実</p> <p>① 療育の充実 ② 障害児サービスの充実 ③ インクルーシブ教育の推進</p> <p>5 安全・安心のまちづくり</p> <p>① 生活環境の整備 ② 情報バリアフリーの促進 ③ 防犯・防災体制の整備</p>	